

船橋市立旭中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、かつ、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを絶対に行ってはならないこととする。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、「友達がいやな思いをするような言動をとらない」という継続した指導を行いながら、保護者や地域の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・生徒指導の機能を生かした授業を展開することにより、生徒と教員、生徒相互の人間関係を深めるとともに、望ましい生徒集団の育成を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、生徒を対称にいじめアンケート調査や生活アンケート調査を年間4回実施するとともに、面接週間を設けいじめや悩みごと等の早期発見に努める。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を積極的に行うことができるよう、教育相談体制の整備を行うとともに学級の時間や集会、保護者会等で「一人で悩まず相談しよう」継続的に指導及び周知を図る。
- ・学校関係者以外の相談窓口として、スクールカウンセラーや関係機関等、の「いじめ相談窓口」の周知を図る。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止・対策や生徒指導等に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止、対策の強化及び生徒指導の機能等に関する職員の資質向上を図る。
- ・全ての教職員やスクールカウンセラー等が細かくいじめに関する連携を図ることができる組織づくりを目指す。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラルや健全なインターネットの利用、フィルタリングソフトの活用等の研修会等を企画する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
<構成員> 校長、教頭、学校評議委員、生徒指導担当、養護教諭、SC、学年主任、道徳教育推進教師、生徒会担当。
<活動> 各種アンケート調査並びに教育相談等実態把握や取組に関すること。また、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
いじめ事案に対する対応に関すること。
<開催> 年間3回は外部の評議委員を交えて実施する。他月1回を定例会とし生徒指導部会と兼ねて実施し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無や詳細な事実関係の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を検討する。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を双方の関係保護者と共有するため緊密な連携を図る。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会や所轄警察署、関係機関等と積極的に連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命や心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている事案については、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と学校で当該事案に対処を協議する機会を設ける。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 年間計画

- ・毎週月曜日に主任会（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー）を開き全校生徒の実態を把握する。
- ・毎週 1 回、生活部会（校長・教頭・生徒指導主事・各学年生活担当）を開き、各学年の様子や指導について共通理解を図り、学年間で連携していく。

【4 月】

- ・『いじめ追放宣言』の実施。（新入生歓迎会の中で生徒会本部から意義を説明、全校生徒一人ひとりが「いじめは許さない」という観点で自分ができることを考え、書いたものを掲示する。）
- ・外部から講師を招き、全校生徒を対象にネット安全教室の実施。

【5 月】

- ・修学旅行や校外学習に向けた指導。
- ・教育相談に向けた事前アンケートの実施。

【6 月】

- ・教育相談期間を通して、いじめの把握と早期発見。
- ・いじめアンケートの実施。（1 回目）

【7 月】

- ・三者面談や保護者会を通して、いじめの把握と早期発見。

【9 月】

- ・体育祭に向けた指導。
- ・いじめアンケートの実施。（2 回目）

【10 月】

- ・合唱祭に向けた指導。

【11 月】

- ・いじめアンケートの実施。（3 回目）

【12 月】

- ・教育相談期間（三者面談）を通して、いじめの把握と早期発見。

【1 月】

- ・学校アンケートの実施と分析。

【2 月】

- ・いじめアンケートの実施。（4 回目）

【3 月】

- ・本年度のまとめを行い、次年度に受けた改善。（「学校いじめ防止基本方針」の見直し）